

第2 無電柱化の推進に関する総合的かつ計画的に講ずる施策

- ・基本的な方針に沿って、次に示す施策を推進していく。

1. 選択と集中

優先的に推進すべき対象道路

- ・ 道路管理者のみならず、地域からの整備要望も踏まえて優先的に推進すべき対象道路への「選択と集中」を進める。
- ・ 対象道路は、無電柱化の目的に沿った下記の道路とし、具体例に示すような位置付けにある道路のほか、他の事業や地域振興の取組などと連携することで、コスト縮減やより高い事業効果が期待できる道路とする。

整備の目的	対象道路の性格	具体例
①防災	災害の被害拡大の防止を図るために必要な道路	緊急輸送道路※、避難路※
②安全・円滑な交通確保	安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路	バリアフリー基本構想に基づく生活関連経路※等
③景観形成・観光振興	良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路	景観法に基づく景観地区※内の道路等

2. 積雪寒冷地に即した低コスト手法の導入

(1) 低コスト手法の導入

- ・ 現在、最も採用されている無電柱化の整備手法は、「電線共同溝方式」であるが、整備費用が1km当たり約5.3億円と高いことから^{注3}、低コスト化が求められている。
- ・ 国では、2014年度(平成26年度)より低コスト化に向けた技術的検証を行っており、2018年度(平成30年度)に「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)ver.2」[※]が発出され、角型多条電線管等の安価な管路を含め、低コスト化が期待できる製品・工法が示された。
- ・ 本道のような積雪寒冷地では、冬期の地盤凍結の影響による道路構造や地下埋設物への影響が懸念され、全国と同一の条件で低コスト化を導入することが困難であった。この課題克服のため、道では北海道開発局、札幌市、電線管理者、寒地土木研究所^{注4}等との連携の下、2018年度(平成30年度)より「北海道版低コスト手法」の確立に向けた検討や試験施工を実施している。
- ・ この結果、「浅層埋設[※]」の導入や「角型多条電線管等」の活用に向けて、令和2年度に「電線共同溝技術マニュアル(案)第4.3版」(北海道無電柱化推進協議会)を改訂した。
- ・ 今後は、低コスト手法の効果検証を継続するとともに普及に努める。

(2) 新技術工法の普及

- ・ 低コスト化に資する新技術工法について、道の新技術活用・普及促進システム[※]や国の新技術情報提供システム(NETIS)[※]を活用するなど、普及に努める。

注 3 土木工事 約 3.5 億円/km、電気・通信設備[地上機器(トランス)、ケーブル]工事に係る費用 約 1.8 億円/km

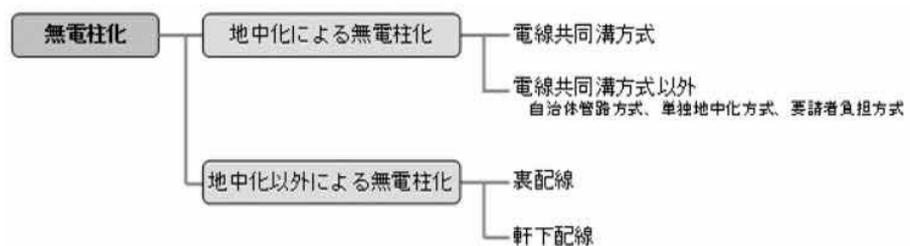
出典:国交省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/chicyuka/pdf01/5.pdf>

注 4 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所

3. 多様な整備手法の活用

(1) 適切な整備手法の選定

- ・ 適切な役割分担のもと、無電柱化を推進するためには、現在、整備手法の主流となっている「電線共同溝方式」にとらわれず、無電柱化を実施する箇所や沿道状況、実施主体や参画事業者[※]数など地域の実情に即した適切な整備手法を電線管理者等と連携しながら選定する。

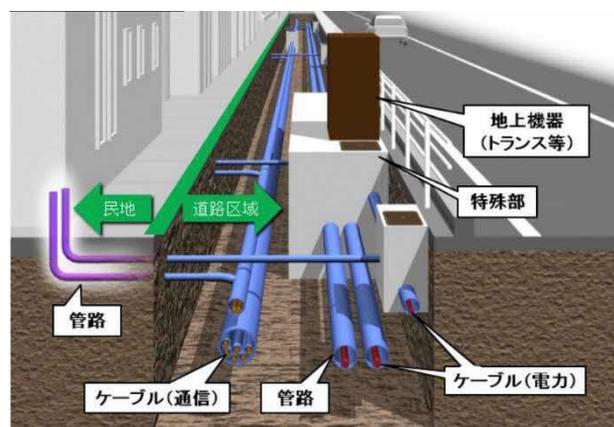


出典:国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html

□電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者(二者以上)が電線、地上機器を整備する方式。



出典:国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html

□自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

□要請者負担方式

要請者が整備する方式。設備の管理については関係者間協議(要請者・自治体・電線管理者等)により定める方式。

□単独地中化方式

電線管理者が整備し、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式。

□裏配線

無電柱化したい通りの裏通り等に電柱、電線類を配置して、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する方式。

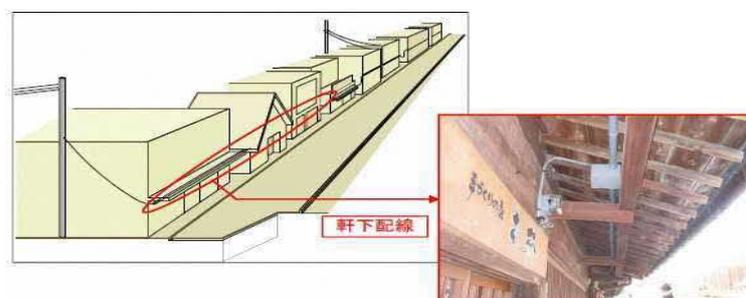


出典：国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html

□軒下配線

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置して、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する方式。



出典：国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html

(2)観光地域振興無電柱化推進事業

- ・ 2019年(平成31年)に観光による地域振興にむけた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する単独地中化方式や軒下・裏配線等の無電柱化を支援する制度が創設されたことから、この活用に向けた検討を行う。

4. 新設電柱の抑制

(1)新設電柱の占用制限の実施

- ・ 道路法の一部を改正する法律(平成25年法律第30号)が、2013年(平成25年)9月に施行され、道路管理者は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、特に必要があると認められる場合において、区域を指定して道路の占用を禁止または制限することができることとなった。
- ・ 道としては法改正の趣旨を踏まえ2020年(令和2年)4月1日より、道道の緊急輸送道路における新設電柱の占用の禁止または制限を実施している。

(2)道路事業と併せた無電柱化の実施

- ・ 無電柱化法第12条に基づき、道路事業と併せて無電柱化する事業について、無電柱化の必要性及び実施可能性を検討した上で、電線管理者と連携して効率的に無電柱化を推進する。

(3)市街地開発事業等における無電柱化の促進

- ・ 道は、市街地開発事業等について、事業認可や開発許可の事前相談時などのあらゆる機会をとらえ、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第12条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう促す。

(4)地中化に伴う占用料の優遇

- ・ 道はこれまでも、架空の占用物を地中に埋設する場合は、国の通知に基づき占用料を減額する措置を行っており、引き続き国の動向を踏まえて、占用料の減額措置等の見直しを検討する。

5. 関係者等との連携や調整

全道及び事業を実施する地域において、次のとおり関係者と調整を図っていく。

<目的>

■事業計画の合意：事業年次、箇所決定

- ・ 事業計画の策定に当たっては、地域の実態やニーズ等を踏まえた検討を行うため、道路

管理者や電線管理者のほか、商工や観光に関する団体などにも広く意見を聴取の上、決定する。

■工事・設備の連携：工程等の調整、設備集約

- ・ 事業を実施する際、電線管理者が新設電柱の設置抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有する。
- ・ 電線類を収容する空間や地上機器等の設置場所、工事の時期等について、電線管理者や関係機関と協力して、民地の活用を含めて地元住民等との調整に努める。

■他事業との連携：無電柱化の同時整備

- ・ 道路改良事業や交通安全事業、街路事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むように努める。

■まちづくり等への配慮

- ・ 北海道新幹線が2030年度(令和12年度)に札幌開業が予定されるなど、鉄道駅前広場、周辺道路の再整備・市街地開発事業などを計画している地域もあり、まちづくり等の総合的な計画においても無電柱化を位置付け、市街地の活性化や地域の賑わいを創出する様な道路空間の整備を推進していくため、市町村や各関係機関との調整を図る。

■技術情報の共有：道路管理者、電線管理者、地元への情報提供

- ・ 事業実施に当たり、発生した課題や対処方法等について、関係者間で共有を行い、技術の底上げを図る。

■事業のスピードアップ：事務手続きの簡素効率化

- ・ 電線共同溝の整備道路指定[※]手続きを毎年度、翌年度の施工予定延長の範囲で行っていたが、2020年度(令和2年度)から道路管理者、電線管理者連携の下、事業区間一括で電線共同溝の整備道路指定を実施することとした。その結果、早期及び複数年の工事発注、電線共同溝本体工事着手の前年度以前に支障物件移設が可能となった。引き続き、更なる改善について検討を進める。

<体制>

(1) 全道：北海道無電柱化推進協議会の実施

- ・ 北海道における無電柱化に関する基本構想、電線共同溝に関する技術的事項、その他無電柱化に関する必要な事項に関し、検討や調整を行う。

[協議会]

事業計画(箇所、延長、整備手法等)の合意や重要な議題について決定する。

[幹事会]

事業計画(箇所、延長等)の変更、新規箇所の追加等について決定する。

[事務レベル会議]

事務処理、技術的課題及び軽微な議題等について決定する。